

別紙 10 川口市との調整状況（主な項目）

| 事項 | 埼玉県（以下、県） | 川口市（以下、市） |
|----------|---|--|
| 施設の配置 | <ul style="list-style-type: none"> 事業敷地に駐車可能台数約 200 台の駐車場を整備する。 市の駐車場と相互乗り入れが可能なものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> 神根公園の南東に駐車可能台数約 300 台の駐車場を整備する。 県の駐車場と相互乗り入れが可能なものとする。 |
| 施設の合築 | <ul style="list-style-type: none"> 接合の方法はエキスパンション・ジョイント等によるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 防火扉を埼玉県屋内 50m水泳場又は北スポーツセンターに設置する場合は、埼玉県屋内 50m水泳場に整備することとし、県が負担する。 | <ul style="list-style-type: none"> 接合の方法はエキスパンション・ジョイント等によるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 接合部及び接合カバーは市が負担する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 外観・構造・機能を総合的に判断して一体性のある建物とするため、県及び市で協議、調整し、北スポーツセンターは埼玉県屋内 50m水泳場に合わせた設計とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 外観・構造・機能を総合的に判断して一体性のある建物とするため、県及び市で協議、調整し、北スポーツセンターは埼玉県屋内 50m水泳場に合わせた設計とする。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県屋内 50m水泳場及び北スポーツセンターは一棟として、建築基準法・消防法の規定に適合するよう協力するものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県屋内 50m水泳場及び北スポーツセンターは一棟として、建築基準法・消防法の規定に適合するよう協力するものとする。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県屋内 50m水泳場及び北スポーツセンターは、それぞれ独立してライフラインの整備を行うものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県屋内 50m水泳場及び北スポーツセンターは、それぞれ独立してライフラインの整備を行うものとする。 |
| 工事中の敷地利用 | | <ul style="list-style-type: none"> 市は、現場事務所、工事車両の駐車場、資材の仮置き場、残土置き場等の埼玉県屋内 50m水泳場建設のために必要な作業敷地として、神根公園の南東に整備する駐車場のうち、半分程度の面積を県に無償で提供するものとする。 ただし、具体的に提供する範囲については、埼玉県屋内 50m水泳場の整備を行う事業者を決定した後に、県及び市で協議し決定するものとする。 |
| 整備 | <ul style="list-style-type: none"> 県は、埼玉県屋内 50m水泳場の事業敷地に、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき必要とされる緑化面積のうち、2,160 m²以上の緑地を整備するものとする。 県は、埼玉県屋内 50m水泳場の事業敷地に、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例に基づき必要とされる雨水流出抑制施設の容量のうち、950 m³を控除し整備するものとする。なお、県は市に算出した容量を事前に報告するものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> 市は県が整備する予定の緑化面積、雨水流出抑制施設の容量で不足する面積等を市の負担で整備するものとする。 |
| 運営・維持管理 | <ul style="list-style-type: none"> 県及び市は、円滑かつ適切な事業実施のため、県及び市並びに両施設の事業者間の連絡体制を整備し、月に 1 回程度を目安として連絡調整のための会議を開催するものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> 県及び市は、円滑かつ適切な事業実施のため、県及び市並びに両施設の事業者間の連絡体制を整備し、月に 1 回程度を目安として連絡調整のための会議を開催するものとする。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県屋内 50m水泳場及び北スポーツセンターは屋内で接合することから、両施設の防火管理について、県、市及び両施設の事業者は連携を図るものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県屋内 50m水泳場及び北スポーツセンターは屋内で接合することから、両施設の防火管理について、県、市及び両施設の事業者は連携を図るものとする。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 県及び市は、コミュニティバス等公共交通機関の埼玉県屋内 50m水泳場への乗り入れ等について、検討するものとする。 県及び市は、利用者の交通アクセスについて、県及び市の事業を実施する事業者を交え、利便性が向上するよう検討するものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> 県及び市は、コミュニティバス等公共交通機関の埼玉県屋内 50m水泳場への乗り入れ等について、検討するものとする。 県及び市は、利用者の交通アクセスについて、県及び市の事業を実施する事業者を交え、利便性が向上するよう検討するものとする。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県屋内 50m水泳場における大規模な大会開催時には、必要に応じて県は北スポーツセンターの体育館を優先的に利用できるものとする。 埼玉県屋内 50m水泳場における大規模な大会開催時には、必要に応じて県は市の駐車場約 300 台を優先的に使用できるものとする。 北スポーツセンターの体育館及び市の駐車場を利用する場合には、他の利用者への影響を鑑み、前年度 10 月までに事前協議を行うものとする。 |
| 災害時の対応 | <ul style="list-style-type: none"> 県及び市は、埼玉県屋内 50m水泳場、北スポーツセンター及び神根公園が防災上の役割を担うことを十分に認識するとともに、災害が発生した場合においては、当該役割を果たす上で必要な行為に協力するものとする。 平時においては、防災機能の維持その他の準備に協力するものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> 県及び市は、埼玉県屋内 50m水泳場、北スポーツセンター及び神根公園が防災上の役割を担うことを十分に認識するとともに、災害が発生した場合においては、当該役割を果たす上で必要な行為に協力するものとする。 平時においては、防災機能の維持その他の準備に協力するものとする。 |